

山梨県公報

第二千二百六十四号

平成二十四年

九月二十七日

木曜日

目次

告示

家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………五三一

道路の区域変更(六件)……………五三一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………五三三

平成二十三年度における人事行政の運営の状況について……………五三三

平成二十三年度における人事委員会の業務の状況について……………五四三

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………五四九

国土調査の成果の認証……………五五〇

開発行為に関する工事の完了について……………五五一

告示

山梨県告示第三百二十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十四年告示第二百九十三号)は、解除する。
平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

山梨県公報 第二千二百六十四号 平成二十四年九月二十七日

二 路線名 一宮山梨線 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
笛吹市石和町川中島字西道永町笛吹川左岸堤防敷地先 笛吹市石和町川中島字宮ノ東笛吹川右岸堤防敷地先		一三・八〇	一六・〇〇	三七・一	一七七・八
		三七・一	三七・八		

山梨県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道 二 路線名 四一一号 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
笛吹市石和町川中島字西道永町笛吹川左岸堤防敷地先 笛吹市石和町川中島字宮ノ東笛吹川右岸堤防敷地先		一三・八〇	一六・〇〇	三七・一	一七七・八
		三七・一	三七・八		

山梨県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市十五所字村前西四九一番の一地先から 南アルプス市十五所字村前西五六一番地先まで	八・三丁 九・四	一〇・五丁 一八・二		一三一・一

山梨県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡富士河口湖町精進字他手合四一九番の内二一地先から	六・〇丁 九・七			二六五・〇

南都留郡富士河口湖町精進字他手合官有無番地先まで

新	旧	延長 (メートル)
一〇・四丁 一三三・七		二六五・〇

山梨県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中央市西花輪字古宮四五八番の三地先から 中央市東花輪字上西河原一五番の六地先まで	七・七丁 四六・六	九・四丁 四六・六		一三三・一

山梨県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎南アルプス中央線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中央市西花輪字古宮四五八二番の四地先から 中央市西花輪字古宮四四八六番の一四地先 まで	二九・八〇 四八・三	二九・八〇 四七・七		三一・三

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人甲斐博愛会
 - 2 代表者の氏名 丸山哲央
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市西八幡四百九十一番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、高齢化する地域社会で、高齢者を中心とした地域住民に対し、日常生活を送るのに困難な者またはそれらに携わる人たちの生活が円滑に行えることを目的として、短期入所生活介護の場を提供し支援及び介護に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年九月二十一日から同年十一月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人REOガーディアン
 - 2 代表者の氏名 熊谷 直子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市下鍛冶屋町六百六十四番二号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、広く県内外の人に対して、環境、文化、青少年の健全育成等に関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年九月二十一日から同年十一月二十日まで

● 平成二十三年度における人事行政の運営の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）第二条の規定により任命権者から平成二十三年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			平成23年	平成22年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用		3,042	3,081	-39
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)		1	1	0
	任期付職員(短時間)				
	小 計		3,043	3,082	-39
教 育 ・ 警 察 部 門	正式任用		10,167	10,297	-130
	再任用職員(常勤)		18	17	1
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	小 計		10,185	10,314	-129
公 営 企 業 等 会 計 部 門	正式任用		108	109	-1
	再任用職員(常勤)		1		1
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	小 計		109	109	0
合 計			13,337	13,505	-168

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成23年度)

職 種	区 分	採 用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		138	89	15	20	18	142
医 療 職		15	7	2	6	5	20
技能労務職		0	12	0	3	2	17
教 育 職		144	120	59	17	33	229
公 安 職		77	55	4	12	20	91
合 計 (構成比%)		374	283 (57%)	80 (16%)	58 (11%)	78 (16%)	499 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成23年4月1日現在、公安職については平成23年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		25	192	398	
医 療 職			2	7	
技能労務職				8	
教 育 職			53	56	
公 安 職		3	13	127	
合 計		28	260	596	

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成22年		
一般行政部門	議会	23	23	0	
	総務企画	591	607	▲ 16	事務・事業の見直し等
	税務	101	105	▲ 4	事務・事業の見直し等
	民生・衛生	789	791	▲ 2	出先機関の業務見直し等
	商工・労働	266	271	▲ 5	事務・事業の見直し等
	農林水産	711	714	▲ 3	出先機関の業務見直し等
	土木	562	571	▲ 9	出先機関の業務見直し等
	小計	3,043	3,082	▲ 39	
教育・警察部門	教育	8,267	8,389	▲ 122	児童生徒数の減に伴う教職員数の減等
	警察	1,918	1,925	▲ 7	退職者の増等
	小計	10,185	10,314	▲ 129	
公営企業等 会計部門	病院	0	0	0	
	企業局	109	109	0	
	小計	109	109	0	
合計		13,337	13,505	▲ 168	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
平成23年度	H24.3.31 855,746人	480,256,502	5,365,107	119,300,076	24.8%

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度	13,356	57,842,902	10,528,487	21,150,131	89,521,520	6,703

- ※1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※2 給与費は当初予算に計上された額
- ※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平成23年4月1日		
山梨県	98.1	(参考) 全国県平均	99.3

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 335,675	円 415,536	歳 43.2	円 372,202	円 420,120	歳 44.3	円 322,042	円 432,333	歳 39.7

※1 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

※2 給料の特例減額措置を実施（減額率 管理職（部局長級）：6%、その他の管理職：4%、管理職以外の職員：2%）

(5) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	175,224円	186,494円	国公Ⅱ種 172,200円	円 184,200
	高校卒	141,610円	151,312円	国公Ⅲ種 140,100円	円 148,500
教育職 (小中学校)	大学卒	195,706円	208,054円	—	—
	高校卒	151,802円	164,934円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	195,706円	208,054円	—	—
	高校卒	151,802円	164,934円	—	—
公安職	大学卒	200,410円	212,856円	200,000円	213,000円
	高校卒	168,560円	181,594円	158,100円	170,300円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,957円	311,920円	353,202円
	高校卒	210,308円	230,594円	305,138円
教育職	大学卒	299,291円	344,591円	379,412円
	高校卒	—	220,626円	343,026円
公安職	大学卒	276,422円	324,196円	378,207円
	高校卒	247,150円	293,030円	339,787円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
9級	部長	13	0.4%	14	0.4%	20	0.5%
8級	次長	53	1.6%	55	1.6%	56	1.5%
7級	課長・参事	82	2.4%	69	2.0%	98	2.6%
6級	課長・主幹	781	23.0%	795	23.1%	838	22.7%
5級	課長補佐	433	12.7%	429	12.5%	354	9.6%
4級	主査・副主査	968	28.5%	996	29.0%	1,067	28.9%
3級	主任	551	16.2%	565	16.4%	683	18.5%
2級	主事・技師	267	7.9%	294	8.5%	364	9.9%
1級	主事・技師	249	7.3%	223	6.5%	214	5.8%
一般行政職職員数		3,397	100.0%	3,440	100.0%	3,694	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

(平成23年度)

区分	山 梨 県			国		
期末手当	(平成23年度支給割合)			(平成23年度支給割合)		
	6月期	期末手当 1.225月分 (0.65)月分	勤勉手当 0.675月分 (0.325)月分	6月期	期末手当 1.225月分 (0.65)月分	勤勉手当 0.675月分 (0.325)月分
	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.675月分 (0.325)月分	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.675月分 (0.325)月分
	計	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	計	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無		
	1人当たり平均支給額	5,024千円	27,185千円			

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (23年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.5%
	支給職員1人当たり平均支給年額	98,523円
	手当の種類(手当数)	33
手当の名称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,202,256千円
	職員1人当たり支給年額	370千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て	1 国と同じ

	2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額	2 国と同じ
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～47,600円 (81km以上は、48,790円が限度額) ・自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～33,320円 (60km以上は35,700円が限度額) ・自転車 2km以上2,000円 (定額) <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金の相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円 (60km以上は24,500円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成23年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校教育職	小・中学校教育職
A	B	C				110.2	108.0
370,179 円	380,553 円	335,699 円					
42.8 歳	44.8 歳	43.1 歳					

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	知事	1,250,000円
	副知事	960,000円
	公営企業管理者	810,000円
	教育長	790,000円
報酬	議長	910,000円
	副議長	820,000円
	議員	770,000円
期末手当	知事	(平成23年度支給割合)
	副知事	6月期 1.4月分
	公営企業管理者	12月期 1.55月分
	教育長	計 2.95月分
	議長	(平成23年度支給割合)
	副議長	6月期 1.4月分
議員	12月期 1.55月分	
	計	2.95月分
退職手当	知事	(算定方式) (在職期間)
	副知事	給料月額(円) × 在職月数 × 62 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 45 / 100 (同一職通算)
	教育長	× 28 / 100 (同一職通算)
		× 27 / 100 (同一職通算)

※ 知事等については、給料等の特例減額措置を実施しており、給料等に以下の割合を乗じた額を、給料等から減額している。

- 平成21年4月1日から平成23年9月30日まで
知事：12% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：9%
- 平成23年10月1日から平成27年3月31日まで
知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長：7% 常勤監査委員：4%
- 平成22年12月1日から平成24年11月30日まで
議長：5% 副議長：4% 議員：3%

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成23年1月1日～平成23年12月31日の平均使用日数

知事部局：10.9日 教育委員会(県立学校教員含む)：10.1日
警察部局：5.0日 企業局：13.7日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成23年度)

	平成23年度の取得者数		平成23年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)		
	育児休業	部分休業	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	
男性職員	3		340	1	
女性職員	180	30	180	180	
	265	3			
合計	183	30	520	181	
	265	3			

※ 「平成23年度の取得者数」欄の上段は、平成23年度に新たに取得した者、下段は、平成22年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成23年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成22年度以前に取得可能となり平成23年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成23年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成23年度)

	介護休暇取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0			
女性職員	15	15	15		
合計	15	15	15		

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成23年4月1日～平成24年3月31日) (単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		88		88	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成23年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			87		87	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			88		88	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成23年4月1日～平成24年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
		3	3	6

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)			2	2	4
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)			1	1	2
合 計			3	3	6

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成23年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成23年度)

任命権者	件数
知事	5
教育長	3
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合計	8

6 研修

(1) 研修実績

(平成23年度)

区分		内容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	78	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	—
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	264
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	125
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	494
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	213
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	654
	派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	23	

7 勤務成績の評定の概要

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成23年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催 (知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医 (内科・精神科医師) による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置 (知事部局及び警察部局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成23年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：2,011人 教育委員会：1,422人 警察部局：1,060人 企業局：65人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：913人 教育委員会：1,049人 警察部局：836人 企業局：36人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：414人 教育委員会：78人 警察部局：278人
特定業務従事者健康診断	深夜業務 (午後10時～午前5時の業務) 及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：124人 警察部局：492人 企業局：14人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県民会館他	地方職員共済組合山梨県支部	4,094人	平成24年1月11日 ～1月15日	来場者数 210人 出品点数 389点	485,920円
元気回復事業 (教)	各種スポーツ大会、芸術・文化活動、ガーデンニング教室、囲碁大会等の実施	コラーニー文化ホール他	(財)山梨県教職員互助組合 (財)山梨県高等学校教職員互助会	5,358人 2,267人	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	参加者数 延 7,245人	13,563,000円 12,072,000円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	民間商業施設	山梨県警察職員互助会	1,965人	平成24年1月11日 ～1月16日	来場者数 738人 出品点数 58点	337,177円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

● 平成二十三年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第四条の規定により人事委員会から平成二十三年度における人事委員会の業務の状況に
ついて報告があつたので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月8日	5月28,29日	7月5,6日	7月22日
上 級	6月26日	[1回目] 7月10日 [2回目] 7月26～31日	8月23～25日	9月2日
初級・学校職員 資格免許	9月25日	[1回目] 10月13日 [2回目] 11月2日	—	11月11日
民間企業経験者 (第1回)	6月26日	[1回目] 7月10日 [2回目] 7月31日	8月23日	9月2日
民間企業経験者 (第2回)	11月27日	[1回目] 12月11日 [2回目] 12月18日	1月15日	1月27日
警察官(第2回)	9月18日	10月9,10日	11月14～15日	12月2日
身障者選考	9月18日	10月25,26日	—	11月11日

イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	54	806	532	66.0	274	56	9.5
上級	120	1,076	861	80.0	323	113	7.6
初級	2	29	25	86.2	12	2	12.5
学校職員	3	31	25	80.6	9	4	6.3
資格免許	4	14	14	100.0	12	4	3.5
民間企業経験 者(第1回)	5	171	106	62.0	17	5	21.2
民間企業経験 者(第2回)	10	54	44	81.5	36	9	4.9
警察官 (第2回)	41	616	392	63.6	216	40	9.8
身障者選考	3	8	7	87.5	6	2	3.5
合 計	242	2,805	2,006	71.5	905	235	8.5

(2) 採用選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		4				4
課長及びその相当職		4	5	3		12
課長補佐及びその相当職			16	9		25
係長及びその相当職			4	5		9
上記以外		20	3	3		26
合計		28	28	20		76

(3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		30	1		4	35
課長及びその相当職		56	22	13	8	99
課長補佐及びその相当職		282	20	53	16	371
係長及びその相当職		152	23	43	7	225
上記以外		67	8	5	3	83
合計		587	74	114	38	813

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 公民給与較差に基づく給与改定

① 公民給与の較差

- ・ 減額措置後の額 (7,790 円、 2.05%)
- ・ 減額措置前の額 (△747 円、 △0.19%)

② 改定の内容

公民給与の較差 (△0.19%) を解消するため、月例給 (給料月額) の引下げ改定

※ 期末・勤勉手当 (ボーナス) については、職員の平均支給月数が民間の特別給の支給月数とほぼ均衡していたことから改定は行わないこととした。

(2) 給与構造改革における経過措置額の廃止等

内容

平成 18 年度から実施した給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置について、人事院勧告においては、高齢層における公務員給与が民間給与を相当程度上回っており、平成 25 年度からの定年の段階的な引き上げを見据える中で、早急に経過措置額を廃止し、高齢層の職員給与水準の是正を図る必要があるとして、平成 24 年度については、経過措置額として支給されている俸給の 2 分の 1 を減額して支給し、平成 25 年 4 月 1 日に廃止すること、また、この廃止に伴って生ずる制度改正原資については、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復に充てることとした。

本県においても、平成 18 年度から平成 22 年度まで 5 年間にかけて給与制度全般にわたる改革を実施してきたところであり、定年の段階的な引上げ時における適正な給与水準の在り方等を考慮すれば、人事院勧告の内容を基本としつつ、本県の実情も踏まえ、適切な対応を行う必要がある。

(3) 公務運営の改善について

- ① 人材の確保・育成
- ② 時間外勤務の縮減
- ③ 仕事と生活の調和
- ④ 職員の健康管理
- ⑤ 服務規律の確保

(4) 定年の段階的な引上げ

内容

人事院においては、公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成 25 年度から平成 37 年度に向けて、60 歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に引き上げることが適当であるとする国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

具体的措置としては、概ね次のことを掲げている。

- ・ 平成 25 年度から 3 年に 1 歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成 37 年度に 65 歳定年とすること。
- ・ 60 歳超の職員の年間給与については、60 歳前の 70%水準となるよう設定すること。
- ・ 一定の管理職について役職定年制を導入するとともに、60 歳超職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務制等を導入すること。

本県においても、定年の段階的引上げについて、こうした人事院の意見の申出を受けた国の対応や他の都道府県の検討状況を注視するとともに、民間の動向等も把握する中で、進めていく必要がある。

なお、実施に当たっては、本県の実情を踏まえ、高齢期にあっても職員が安心して職務に専念できるよう、また、組織の活力が失われることがないように、採用から退職に至る総合的な人事管理や給与制度などの見直しを検討していく必要がある。

(5) 勧告

- ① 勧告日
実施時期

平成 23 年 10 月 31 日
平成 23 年 12 月 1 日

② 公民較差

民間給与	職員給与 (比較給与)		本 較 差	
		平均年齢	(A - B)	比 率 (C / B × 100)
A 円 388,527	B 円 389,274	43.6 歳	C 円 △ 747	% △ 0.19
遡及決定分			D 円 -	D / B × 100 -%
公民較差 (C + D)			E 円 △ 747	E / B × 100 △ 0.19 %

積残事業所比率 (-) % 積残事業所の平均給与改定率 (-) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	
	G (F - B)	平均改定率 G / B × 100
F 388,451 円	△ 823 円	△ 0.2 %

④ 特記事項 (給与改定の考え方)

- ・ 「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」による給与カット措置は、地方公務員法で定める給与決定とは異なる基準によるものであることから、これによる影響額を除いた較差を解消。
- ・ 本委員会の勧告によらない特例条例による減額措置は、地方公務員法に定める給与決定の原則の趣旨とは異なるものであることから、できる限り早期に本来の適正な給与水準が確保されることを求める。

⑤ 平均給与年額

	平均年間給与額(勧告後)	平均年間給与額(勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
減額措置後 (実支給額)	H 6,259,000 円	I 6,198,000 円	J (H-I) 61,000円	$J / I \times 100$ 0.97 %
減額措置 前の額	H 6,287,000 円	I 6,300,000 円	J (H-I) △ 13,000円	$J / I \times 100$ △ 0.21 %

※行政職平均(新卒採用者を除く)を推計

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与									
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲 戒 処 分	戒告								
	減給								
	停職								
	懲戒免職								
転 任									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町下佐野字コンノ二五八	久高政勝
南巨摩郡南部町下佐野字コンノ二六〇、二六一、二六九	久高晃
南巨摩郡南部町塩沢字上手回土九七八	田村勝藏
南巨摩郡南部町成島字高林三五五二	佛成寺
南巨摩郡南部町内船字上倉ヶ平五九七八の二、五九七八の三、五九七八の七、五九七八の八	四條篤
南巨摩郡南部町内船字杉原六二四三、六二五〇、六二五六の一から六二五六の四まで	四條哲夫
南巨摩郡南部町内船字中山一四二二の一	四條千陽
南巨摩郡南部町内船字大峯平一四二七三	南部銀行

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年九月三日山梨県告示第三百十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町上佐野字北ヶ谷戸一四七	梶原昌治
南巨摩郡南部町塩沢字西回土一八二七、一八二八	佐野栄次
南巨摩郡南部町塩沢字南ノ入二四二五の一	芦澤榮次
南巨摩郡南部町井出字鳶木二一六六、字萩間一九七	佐野文内
四 南巨摩郡南部町本郷字大森一〇六三一	有限責任本郷信用組合
南巨摩郡南部町内船字松山一三二六六	庄司虎平
南巨摩郡南部町内船字杉ノ澤一四七六三（次の図に示す部分に限る）、一四七六八、一四七九五、一四	木内忠幸

七九七

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年九月三日山梨県告示第三百十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南都町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南都町万沢字西行山九七〇、九七一	遠藤誠一
南巨摩郡南都町万沢字下横沢山三〇七二の一	株式会社万沢銀行
南巨摩郡南都町万沢字下横沢山三〇七三	渡辺潔

南巨摩郡南都町万沢字瓜屋一五三三九	仲神金作
南巨摩郡南都町楮根字峯二五七〇から二五七二まで	若林房男
南巨摩郡南都町楮根字石原田三九一二の乙	若林滋
南巨摩郡南都町福土字上徳間一七九五六	山本友幸

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年九月三日山梨県告示第三百十六号

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 調査を行った者の名称
南アルプス市、笛吹市、中央市、市川三郷町及び身延町
- 二 調査を行った時期
南アルプス市 平成二十二年七月十四日から平成二十四年三月二十二日まで

三 成果の名称

笛吹市 平成二十二年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで
中央市 平成二十二年七月十六日から平成二十四年三月十一日まで
市川三郷町 平成二十二年八月二日から平成二十四年三月三十日まで
身延町 平成十五年六月十九日から平成二十四年五月二十五日まで

四 地籍図及び地籍簿

調査を行った地域

南アルプス市下今諏訪の一部

笛吹市芦川町鷺宿の一部

中央市西花輪の一部

市川三郷町大塚の一部

身延町西嶋及び常葉の各一部

五 認証年月日

平成二十四年九月十八日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町紙漣阿原字天白下二七二三及び二七二四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町紙漣阿原千六百九十番地一 伊藤 靖仁

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番